平成２２年（フ）第５８号
滋賀県蒲生郡日野町大字内池930番地
債務者　田島　和枝（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第５９号
滋賀県愛知郡愛荘町平居264番地　リバティハイツ106号
債務者　鈴木　崇至
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第６３号
滋賀県蒲生郡日野町大字小井口89番地19
債務者　前川　　武
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第６６号
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1264番地
債務者　奥村　威憲
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第６８号
滋賀県東近江市小脇町2070番地７　コーポ八木103号室
債務者　長屋武夫こと　ナガヤ　エドソン　タケオ
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１０５号
神戸市中央区割塚通７丁目２番20号
債務者　髙田平八郎
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６０号
神戸市垂水区千鳥が丘２丁目８番24号、従前の住所神戸市垂水区上高丸３丁目８番３号
債務者　友草　　光
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０８号
神戸市須磨区高倉台６丁目１番16―301号、従前の住所兵庫県尼崎市東塚口町１丁目６番１―505号
債務者　寺井　政男
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０９号
神戸市須磨区高倉台６丁目１番16―301号、従前の住所兵庫県尼崎市東塚口町１丁目６番１―505号
債務者　寺井真由美
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１７９号
広島市安佐南区八木８丁目16番36―201号、申立時の住所広島市東区戸坂千足１丁目11番31―701号
債務者　松島　和代
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８７号
広島市佐伯区五日市中央５丁目７番２号、住民票上の住所広島市佐伯区五日市中央５丁目５番23―12号
債務者　瀬川　嘉英
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１８号
広島市中区昭和町11番14―402号
債務者　河野　孝子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１３号
広島市佐伯区藤垂園６番14号　１号
債務者　安達　和久
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６号
福岡県柳川市三橋町正行327番地１
債務者　西山サチヱ
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
鹿児島県鹿児島市山下町17番18―201号
債務者　福壽　憲一
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
鹿児島県鹿児島市千日町12番19―505号
債務者　大久保　学
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４２号
北海道余市郡余市町沢町５丁目９番地２、前住所北海道余市郡余市町浜中町64番地１　レジデンス阿源
債務者　渡邉　幸恵
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
札幌地方裁判所小樽支部